

岩手県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成18年4月4日

岩手県知事 増 田 寛 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
大森 政彦	おおもり整骨院	上閉伊郡大槌町大槌第 22 地割字下野 154-6	平成 18 年 3 月 1 日